

第4回

高知県地域防災力維持確保対策検討委員会

日 時 平成25年8月28日(水)

10:00~12:00

場 所 高知市本町5-3-20

高知共済会館 3階 桜の間

会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 地域をよく知る建設業者の確保

①経営安定化のための方策

②マンパワーを確保するための方策

(2) その他

3 閉会

高知県地域防災力維持確保対策検討委員会委員名簿（五十音順）

委員氏名	役職等
大年 邦雄	高知大学教授
大西 勝也	黒潮町長
仙頭 ゆかり	安芸市自主防災組織連絡協議会副会長
高橋 淳一	高知県商工会議所連合会専務理事
中野 晋	徳島大学大学院教授 環境防災研究センター 副センター長
西野 精晃	高知県建設業協会副会長
藤山 究	四国地方整備局技術調整管理官
宮田 喜弘	高知県建設業協会総務委員会委員長
渡邊 法美	高知工科大学教授

議 題 1

地域をよく知る建設業者の確保

- ①経営安定化のための方策
- ②マンパワーを確保するための方策

検討事項

(1) 行政と建設業との連携の強化

- ① 災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策
 - ア 行政と建設業の役割分担の明確化
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 発注方法のあり方
 - エ 連絡体制の構築
 - オ 通信手段の確保
 - カ 重機、資材の確保
- ② 建設業者の災害対応力の向上のための方策
 - ア 災害協定に基づく合同訓練
 - イ 重機リース会社との提携
 - ウ 他県の建設業者との連携
 - エ 建設業者のBCPの策定促進

前回（第3回）の議題

(2) 地域をよく知る建設業者の確保

- ① 経営安定化のための方策
 - ア 地域に貢献する企業の評価
 - イ 新たな入札契約方法
 - ウ 事前防災・減災に対応した企業のあり方
 - エ 新分野への進出
 - オ 業界再編の動向
- ② マンパワーを確保するための方策
 - ア 若年入職者の確保
 - イ 雇用環境の改善に取り組む建設業者の評価
 - ウ 通年発注できる仕組みづくり

今回（第4回）の議題

① 経営の安定化のための方策

ア 地域に貢献する企業の評価

課題

- 地域防災力を担うことのできる建設業者を確保していくことが必要
- そのためには、地域に貢献し、地域に必要とされる建設業者が、安定的に経営していきける環境整備が必要
- 地域への貢献に対して適正な評価を検討し、受注機会の確保を図ることが必要

現状や参考事案等

【現状の地域貢献に関連する評価等】

- ・ 県の要請に基づく災害復旧工事への貢献等…入札参加資格で評価
- ・ 消防団協力事業所表示制度の認定…入札参加資格、総合評価で評価
- ・ 地域ボランティア…入札参加資格、総合評価で評価
県の「ふれあいの道づくり支援事業(ロードボランティア)」、「海岸緊急清掃事業(ビーチボランティア)」に登録し、活動を行った場合
- ・ 県産品の使用…入札参加資格で評価
高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合

ア 地域に貢献する企業の評価

取組み方策等

○現状を踏まえ、「地域への貢献」として、評価すべき項目やその基準等を検討することが必要
(地域防災力確保の点から)

- ・地域内雇用に取り組んでいる企業への評価
- ・地域防災に役立つ重機保有業者への評価のあり方 など

【第2回地域防災力維持確保対策検討委員会での渡邊委員の提案】

○幸知県の実現に資する事業の立案と実施方法
地域を熟知した企業でなければ出来ない「地域の幸せに資する事業」を実施することで、地域に貢献する企業の評価につながるのではないかと

・発注者責任

行政の発注者責任には、「公正さを保ちつつ、良質なモノを適切な価格でタイムリーに調達し提供する責任」ということ以外に、「持続可能な幸知県の実現に資する社会資本の整備」という新たな考えを盛り込む必要があるのではないかと

・地域の人々と建設業者が共に企画・立案できる事業

様々な人々が協力して事業を立案して行く中で、業界に対する信頼性がより高まり、本当の建設業の姿を知ってもらうことが出来るのではないかと

イ 新たな入札契約方法

課題

○地域をよく知る建設業者の受注機会の確保を図るため、地域の実情に配慮した発注方法や新たな入札契約方法の検討も必要

現状や参考事案等

【県における地域要件の運用】

- ・総合評価において地域内拠点(本店、営業所)の有無を評価
- ・一般競争入札に参加できる事業者の地域の範囲を、工事内容等に応じて設定

【国土交通省】

- ・新たな入札契約制度についての検討が開始
 - 「地域の建設産業及び入札契約制度のあり方検討会議」(第2回H25.6.21)
 - 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会の基本問題小委員会(第8回H25.7.26)
- 時代のニーズや事業の特性に応じた多様な入札契約方式の導入と活用
- 地域のインフラメンテナンス、災害対応等の的確な確保、将来的な品質確保等

【地域維持型契約方式】

- ・地域維持事業の担い手確保が困難となる恐れがある場合には、地域の実情を踏まえ、地域JVの活用を含む包括発注を活用することとされている(入札契約適正化指針 H23.8.9閣議決定)
- ・複数年の契約や包括的な契約を行うことで、雇用や経営の安定化を図ることが可能

取組み方策等

- 地域要件の運用については、競争性の確保という問題と均衡をとることが必要
 - 談合事件を受け、一般競争入札参加資格の地域要件について、設定範囲を拡大する方向で運用
 - (例:所内事務所の範囲(12ブロック)→土木事務所の範囲(6ブロック))
- 地域維持型契約方式…地域JVを含む包括発注をしていくには、発注規模を大きくしていくことが必要だが、その場合、地域をよく知る建設業者の受注機会の減や、きめ細かな対応が難しくなるという課題もあり、検討が必要

ウ 事前防災・減災に対応した企業のあり方

課題

- 公共事業が縮小していく中で、社会資本の維持管理・更新といった事前防災・減災に資する分野は、今後とも重要性が見込まれる
- そういった分野に対応した新たな技術習得等に取り組む企業への評価や支援も必要

現状や参考事案等

- ・高度成長期に大量に整備された道路、河川、下水、港湾等について、社会資本全体の老朽化が急速に進行することが想定されており、それらの維持管理・更新のためには、長寿命化に係る技術開発などの取り組みの推進が必要
- ・それらの技術をいち早く取り入れ、技術の差別化を図ることで、経営の安定化も可能となる

【評価・取り組み】

- ・入札参加資格審査での評価…土木一式工事において特許・実用新案を評価
- ・高知県での研修会の開催…今後県主催で土木工事の新技術についての技術研修会を開催
- ・高知県モデル発注制度…県内に本社又は工場を有する中小企業者が開発・提供する技術を、県が発注可能な製品として登録し、県の機関が適時発注し、官公庁での受注実績を作るなどの支援

取り組み方策等

- ・今後必要となる県営施設等の維持管理・更新について、積極的な情報提供を行い、建設業者の維持管理技術の取り組みを促進して行くことも必要
- ・新たな維持管理・更新に関する技術や工法などの情報提供・技術研修等を推進するとともに、点検技術者の増員に向けて取り組むことが必要

工 新分野への進出

課題

○公共事業の減少などにより経営環境が悪化する中で、経営基盤の強化策として、新分野への進出を目指す建設業者を支援

現状や参考事案等

【県の新分野進出支援】

- 高知県においては、商工労働部が高知県産業振興センターと連携して推進
- 新分野進出数…平成22年度160社(アンケート調査)、目標…平成27年度230社(産業振興計画)
- 1、支援体制の整備…新分野進出アドバイザー(産業振興センター)、地域産業振興監(地域の相談窓口)、専門家派遣体制の強化(産業振興センター)
- 2、情報の提供…新分野進出セミナーや勉強会の開催(平成24年度実績 セミナー2回、視察勉強会2回)
- 3、こうち産業振興基金…建設業経営革新支援事業(産業振興センター)

【国の新分野進出支援】

- 「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」…地方整備局等に経営戦略相談窓口を設置し、各分野の専門家から構成される「建設業経営戦略アドバイザー」によるアドバイスを実施(平成23年度実績(全国)724件)

【高知県の新分野進出の現状】平成23年3月建設業新分野進出実態調査結果(県内建設業者1,227社回答)

- 新分野に進出した企業…160社
- 新分野進出にあたっての課題…資金と情報の不足が目立つ傾向
- 進出済み分野…農業42社(26.3%)サービス業37社(23.1%)
- 新分野進出事業の状況…利益が上がっている・採算が取れている企業 49社(30.6%)
採算が取れない、損失が出ている企業 20社(12.5%)
売上が上がる段階でないとする企業 41社(25.6%)

取組み方策等

- ・平成25年度…再度、県内建設業者の新分野進出実態調査を実施
現状や経営課題を把握し、現在の支援策の検証や効果的な運用につなげる

才 業界再編の動向

課 題

○現在の建設業界を取り巻く状況から、今後の業界再編の促進について検討

現状や参考事案等

○高知県の現状

- ・県内の公共事業費(西日本建設業保証(株)の補保証請負金額)
 - ・・・平成10年の3,757億円に対し、平成24年には1,198億円と14年間で31.9%にまで減少。
- ・本県の建設業の許可業者数
 - ・・・平成12年の3,955社をピークに、平成25年には2,988社とピーク時の75.5%に減少。
- ・建設業就業者数
 - ・・・平成12年(47,313人)から平成22年(27,855人)までの10年間で58.9%にまで減少。
 - 全産業の減少率85.3%を大きく下回る。
- ・建設企業の小規模化・・・地方圏ほど進展

○生き残っていくためには経営の安定化が必要

- ・安定的な経営のための合併・協業化等も方策の一つ(入札参加資格の総合点数の加算特例あり)
合併・協業化の特例適用件数→合併4件、協業化3件
- ※建設産業の過剰供給構造は、地域企業の疲弊や雇用環境の悪化などの問題を引き起こしており、これらの問題の解消に資する効果的な取組の一つとして、保険未加入の企業、技術者の不適正配置を行っている企業等、不良不適格業者の排除が挙げられている。(「建設産業の再生と発展のための方策2011」(国土交通省))

取組み方策等

- ・合併や協業化等が進まないことの課題把握を行うとともに、合併や協業化に向け、あるいは安定的な経営のために効果的な支援を検討していくことが必要

② マンパワーを確保するための方策

ア 若年入職者の確保

課題

○今後、建設業を担う人材を継続的に確保するためには、若年入職者を確保するための方策を検討することが必要

現状や参考事案等

【高知県の現状】

- ・県内建設業就業者の状況(国勢調査:平成12年、22年比較)…就業者数の減少、高齢化が進展
就業者数:58.9%に減少(全産業:85.3%) 平均年齢 : 45.0歳→48.8歳 (全産業:46歳→48.1歳)
34歳以下の若年労働者の割合 : 27.5%→17.8% (全産業:27.1%→22.6%)
- ・県内建設業の新規求人数は平成20年度(月平均177人)から、平成24年度(月平均296人)と増加がみられる
- ・公立高等学校卒業者の県内建設業への就職者数も平成21年度(52人)から平成24年度(85人)と増加がみられる

【高知県の取り組み(産業全般の取り組み)】商工労働部雇用労働政策課において実施

- ・地域産業担い手人材育成事業…専門高校・専門科目を置く普通高校等と産業界、行政による連携
生徒の企業実習や企業の技術者等による学校での技術指導等を実施
- ・県内企業理解促進事業…私立中高等学校の生徒を対象に県内産業や企業への理解を深め、将来の県内就職につなげる企業見学や職業人講話等を実施
- ・県立高等技術学校による職業訓練(高知・中村)

【国土交通省・厚生労働省の取り組み】

- ・「国土交通省と厚生労働省の連携による当面の建設人材不足対策について」(平成25年6月21日)
「人材確保」「人材育成」「人材移動の円滑化」の対策を両省連携して実施
「建設業魅力発信キャンペーン」「戦略的コミュニケーション」等の戦略的広報の実施

ア 若年入職者の確保

現状や参考事案等

【建設業界の取り組み】

- ・工業高校等の生徒に対する現場実習や現場見学会の開催

【教育機関の連携】

- ・高知県建設系教育協議会…高知県の高等学校、高等専門学校、大学に属する建設系教員が連携し、社会に求められる建設技術と、人材の教育・育成を目指すために設立

【入職後の離職率について】

- ・就職後3年以内の離職率について、建設業は製造業の2倍弱(厚生労働省「新規学卒者の離職状況に関する資料」)

取り組み方策等

- 建設業界から、若者に対して産業としての魅力や、やりがいを効果的に広報していくことが必要
- 国における戦略的広報の議論も踏まえ、効果的な広報を検討することが必要
- 中学生までの時期からも、建設業に触れ合う機会を持ち、専門学科への進学や高等技術学校等での技術習得を目指してもらうことも必要ではないか
- 専門学科をもつ教育機関との連携を強化して行くことも必要

イ 雇用環境の改善に取り組み建設業者の評価

課題

○技術を持った労働者が継続的に働けるよう、労働福祉の向上や技術者のスキルアップ等に向けて取り組んでいる企業を支援

現状や参考事案等

【県における評価】

- ・経営事項審査、入札参加資格審査、総合評価方式における評価評価項目…(労働福祉の向上)社会保険の加入、建設業退職金共済制度の加入等(技術者のスキルアップ)継続学習制度等

【全国アンケート】(日本建設産業職員労働組合協議会実施)

- ・建設業に魅力を感じない理由…「長時間労働」と「低賃金」が上位
- ・転職を考える組合員…20代で約4割に及ぶ
- ・長時間労働の理由…「仕事量が多い」、「配置人員が少ない」、「発注者むけ書類が多い」といった回答が上位

【国土交通省の取り組み】

- ・社会保険未加入対策…平成29年度には社会保険に加入していない建設業者を公共工事の下請けから排除する指針「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年7月4日制定)
- ・公共工事労働単価を全国平均で対前年度比15.1%増と引き上げ(平成25年度)
- ・優れた技能労働者や若者を雇用・育成し施工力のある専門工事業者等が、発注者や元請企業に適正に評価されるよう「専門工事業者等評価制度」(仮称)の導入を検討

取り組み方策等

- ・現状の評価項目に加え、新たな評価項目の追加や評価点の変更を検討
- ・長時間労働や低賃金等の課題については、工事書類の簡素化等、発注者・建設業界ともに改善に向けた検討を行うことが必要

ウ 通年発注できる仕組みづくり

課題

○4月～6月には公共事業の発注が少なく、建設業者にとって仕事の少ない端境期になっていることから、建設業に従事する技術者等の安定的な雇用を確保するためにも、できるだけ業務を平準化することの検討が必要

現状や参考事案等

- 地方公共団体の会計制度の原則や、交付金を含む国庫補助制度、発注まで事務作業を考えると、現状は、年度当初の発注は少なく、7月から10月にかけての4ヶ月間が多くなる傾向
会計制度…単年度予算主義(その年度内に設計積算、発注、完成まで行うことが基本)
国庫補助事業…国への交付申請手続きを経たうえで、設計積算し、発注する
- 年度途中の国補正予算に伴う事業の場合など、単年度予算主義の例外である翌年度への繰り越しを行う工事もあり、未契約繰越分は出来る限り翌年度の早期に発注することとしている

取組み方策等

- 現在も発注計画をたてて実行しているが、出来るだけ発注の少ない期間を短くするための努力が必要
- 特に県単独事業については、国への交付申請手続きが必要ないこともあり、早期発注に努力することが必要
- 年度当初に限らず、切れ目のない発注を行うことが必要

議 題 1

地域をよく知る建設業者の確保

- ①経営安定化のための方策
- ②マンパワーを確保するための方策

<資料>

経営事項審査における企業の社会性評価の概要

項目	W (素点)
労働福祉の状況	
雇用保険加入の有無	△40～0
健康保険加入の有無	△40～0
厚生年金保険加入の有無	△40～0
建設業退職金共済制度加入の有無	0～15
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	0～15
法定外労働災害補償制度加入の有無	0～15
建設業の営業継続の状況	
営業年数	0～60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	△60～0
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	0～15
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	△30～0
指示処分の有無	△15～0
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	0～20
公認会計士等の数	0～10
二級登録経理試験合格者の数	
研究開発の状況	
研究開発費	0～25
建設機械の保有状況	
建設機械の保有及びリース台数	0～15
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
ISO9001の登録の有無	0～5
ISO14001の登録の有無	0～5

雇用環境

入札参加資格審査における地域点数の概要

【 地域点数の審査項目 】

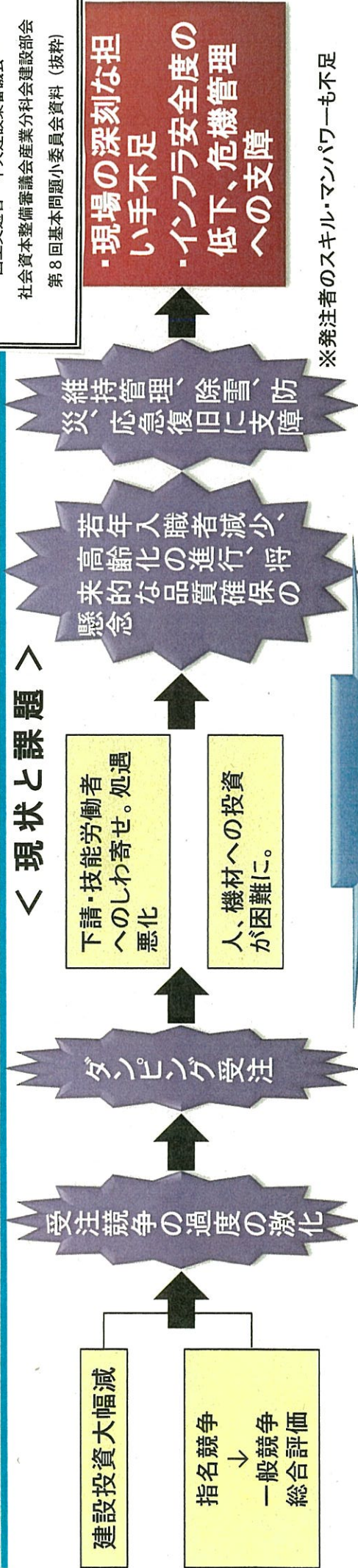
項目区分	審査項目	内 容	評価幅	適用業種
技術力	工事成績評定	前年度及び前々年度の高知県発注工事の各工事成績評定	-120 ~ 120	土木・建築
	優良工事表彰	当該年度に受けた高知県優良建設工事表彰 (知事賞25点・優良賞15点)	0 ~ 50	土木
	監理技術者数	継続雇用期間が6ヶ月を超え、過去5年以内に監理技術者講習を受講している監理技術者 (1人1点)	0 ~ 50	土木
雇用環境	技術研修 (CPDS)	継続学習制度 (土木施工管理/CPDS) における登録学習単位数 (6単位1点)	0 ~ 20	土木
	特許・実用新案	土木一式工事に係る特許権・実用新案権の取得 (1件2点)	0 ~ 20	土木
雇用環境	安全対策	建設業労働災害防止協会に加入	0 ~ 5	全業種
	計		-120 ~ 265	
経営力	公共元請完成工事	前年度の土木一式工事における公共工事元請受注完成工事高 (1千万円1点)	0 ~ 30	土木
	工事施工能力評定	経営事項審査の年間平均完工高に係るX1評点 (X1点×0.1)	0 ~ 230	土木・建築以外
	指名停止	審査基準日前1年間に於いて開始された指名停止 (1月△10点)	-60 ~ 0	土木
	計		-60 ~ 260	
社会性	ISO・アクション	ISO14000の登録又はエコアクション21の登録	0 ~ 20	全業種
雇用環境	次世代育成支援	次世代育成支援企業認証の取得	0 ~ 20	全業種
	従事職員数	継続雇用期間が1年を超える常勤の従事職員 (1人1点)	0 ~ 50	土木
地域貢献	障害者雇用	継続雇用期間が1年を超える障害者の雇用	0 ~ 20	土木
	災害協力	・ 県の要請に基づく災害時等の復旧工事への貢献 (1件4点) ・ 災害協定に基づく、GPS携帯による災害情報共有システムの協力企業としての登録 (10点) ・ 消防団協力事業所表示制度の認定 (10点)	0 ~ 40	土木
	県産品の使用	前年度の県発注工事における高知県内産の木材及びコンクリート2次製品の使用 (1工事4点)	0 ~ 20	土木
	地域ボランティア	県のふれあいの道づくり支援事業で行った活動 (1回2点) 及び県の海岸緊急清掃事業で行った活動 (1回4点)	0 ~ 20	土木
	計		0 ~ 190	
合計			-180 ~ 716	

総合評価方式における企業評価の概要

	評価項目	評価基準	配点	
企業 の評 価	技術力評価(必須項目)			
	同種・類似工事の実績 (平成10年度以降)	施工実績 4件以上	10	
		施工実績 2件以上4件未満	5	
		施工実績 2件未満	0	
	同種・類似工事の成績評定 (平成20年度以降)	成績評定の平均点 80点以上	15	
		成績評定の平均点 75点以上80点未満	10	
		成績評定の平均点 70点以上75点未満	5	
		成績評定の平均点 70点未満	0	
	直近の成績評定の最低点 (前年度実績)	成績評定 65点未満 無	0	
		成績評定 65点未満 有	-5	
	技術力評価(選択項目)			
	優良工事表彰の有無 (平成18年度以降) ※過去7年	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10	
		高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5	
		他機関表彰 受賞	5	
	ISOマネジメントシステム審査 登録等の有無	表彰 無	0	
		ISO9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5	
		ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ又は若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5	
	舗装工事施工体制 (AS舗装工事に適用)	ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0	
		ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で施工する	10	
		ASフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は、当該工事のAS舗装工を自社で施工する	5	
	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する		0	
		地域性・社会性評価(選択項目)		
		地域 貢献	地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に本社(本店) 有
	当該工事と同一市町村内に営業所 有			10
	当該工事と同一市町村内に本店・営業所 無			0
地域ボランティアの有無 (前年度実績)	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当		10	
	" 15点以上20点未満相当		8	
	" 10点以上15点未満相当		6	
	" 5点以上10点未満相当		4	
	" 1点以上5点未満相当	2		
ボランティア活動 無	0			
重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 有	10		
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 無	0		
地域 貢献	消防団への加入又は消防団協 力事業所表示制度の認定の状 況 (前年度実績)	加入又は認定 有	10	
		加入又は認定 無	0	
	BCPの認定の状況	BCPの認定 有	10	
独占禁止法違反等による 指 名停止の状況	BCPの認定 無	0		
	指名停止 無	0		
	指名停止 有	-10		
配 置 予 定 技 術 者 の 評 価	技術力評価(必須項目)			
	同種・類似工事の実績 (平成10年度以降)	施工実績 4件以上	10	
		施工実績 2件以上4件未満	5	
		施工実績 2件未満	0	
	同種・類似工事の成績評定 (平成20年度以降)	成績評定の平均点 80点以上	15	
		成績評定の平均点 75点以上80点未満	10	
		成績評定の平均点 70点以上75点未満	5	
		成績評定の平均点 70点未満	0	
	技術力評価(選択項目)			
	優良工事表彰の有無 (平成18年度以降) ※過去7年	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10	
		高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5	
		他機関表彰 受賞	5	
	継続学習制度(CPD)への取り 組み (社)全国土木施工管理技士 会連合会、(社)日本技術士 会、(社)日本建築士会連合 会、建築設備士関係団体CPD 協議会、(社)土木学会の何れ かの取得単位数 (有効期間:過去5年間)	表彰 無	0	
		推奨単位の5/10以上	10	
		推奨単位の3/10以上5/10未満	7.5	
	配置予定技術者の資格	推奨単位の1/10以上3/10未満	5	
		推奨単位の1/10未満	0	
	雇用 環境	1級国家資格 有	10	
		上記以外	0	

今後の建設産業政策及び入札契約制度の大きな方向性について

＜現状と課題＞

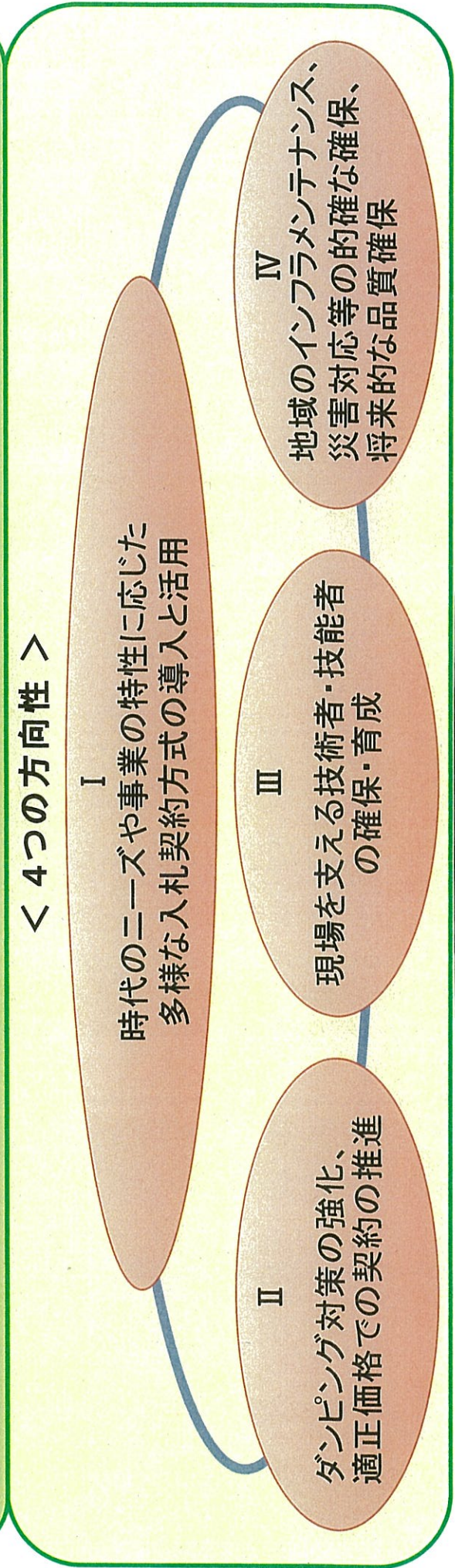


※発注者のスキル・マンパワーも不足

＜4つの改革理念＞

- 単発の個別品質に加え、中長期的な担い手の確保
- 時代のニーズに応えられる官民パートナーシップの実現
- 企業評価・選定の理念の明確化と行き過ぎた価格競争の是正
- 元請から技能労働者まで施工体制全体の持続可能性確保

＜4つの方向性＞



公共工事の透明性、公正性、必要かつ十分な競争性の確保に留意し、国民、地域住民の信頼を確保

入札契約制度の改革について

これまでの画一的な入札契約方式から、事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式へ

＜今後検討する具体的な方式のイメージ＞

技術的難易度が高く、民間の知恵とノウハウの最大限の活用と併せ、対話により受発注者が柔軟に調整を進めることが適当な場合等

地域のインフラの確な維持管理や災害対応等の確保を図るために必要な場合等

時代のニーズに対応した評価の見直し

- ▶ インフラの維持管理、除雪、災害応急復旧等への的確な対応の確保
- ▶ 技術者・技能者の確保・育成、登録基幹技能者の活用

入札手続に係る受発注者の負担軽減

ダンピングや下請・職人へのしわ寄せ防止

元請・下請間での適正な経費等の支払確保の促進

工事の規模や難易度に応じた発注体制等を発注者が整備できない場合等

公募により最も優れた技術を有する企業を選定し、価格や工法等について交渉を行った上で契約する方式

複数年契約、複数業務の一括発注、共同受注方式
(事業協同組合、地域JV)

経営事項審査や競争参加資格審査、個別工事ごとの入札参加要件設定、総合評価など、入札手続各段階での評価のあり方

総合評価落札方式における施工能力評価型と技術提案評価型への二極化や段階選抜など

「オープンブック方式」や「コスト&ファイ方式」

公共工事等に係る法定福利費等の透明化

被災地での取組を踏まえた「CM方式」

地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)

契約
(複数年)

(従来の担い手)
 地域の

- 単体企業
- 經常建設共同企業体 等

(制度の新設)

- 地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体 (共同企業体運用準則(H23.11.11)、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて(H23.12.9))

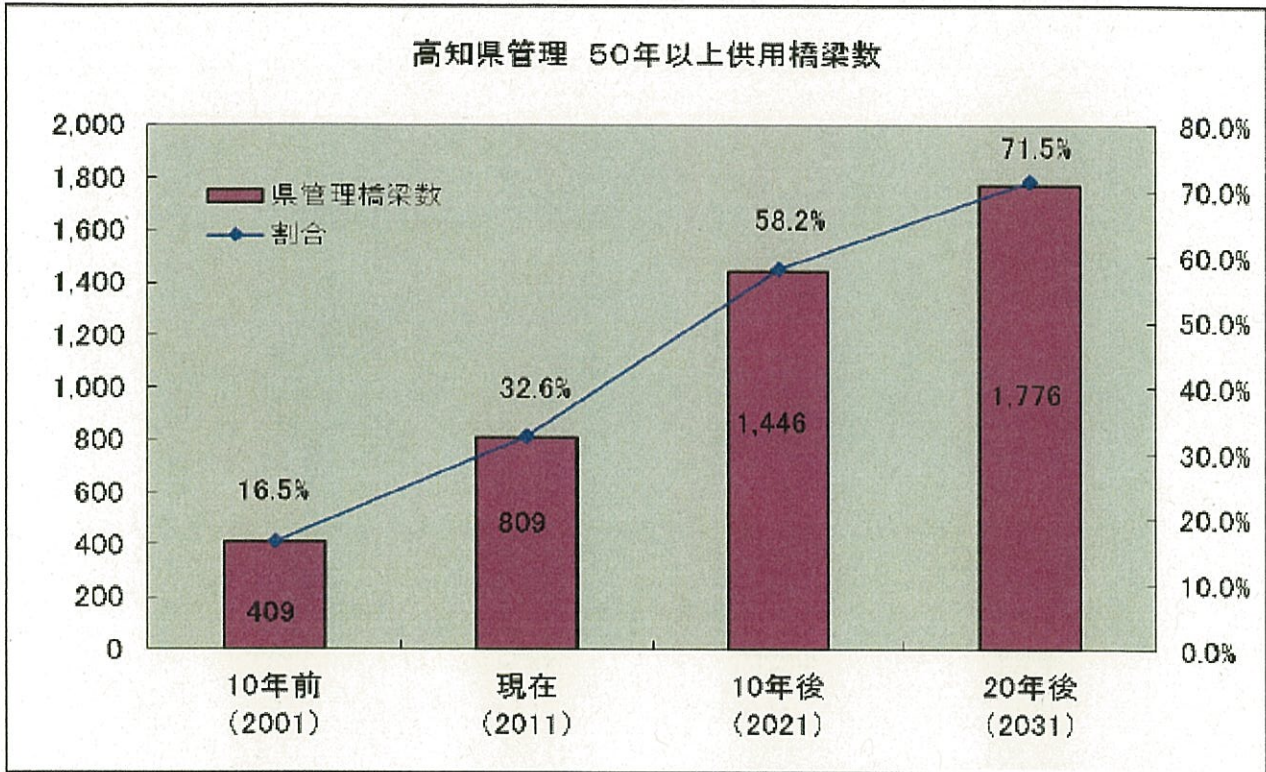
- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより
 その実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪
 など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事
(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③ 構成員(数、組合せ、資格)
 - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数(当面は10社を上限)
 - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
 - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び經常・特定JVとの同時結成・登録が可能

高度成長期に大量に整備された道路、河川、下水、港湾等について、社会資本全体の老朽化が急速に進行することが想定される

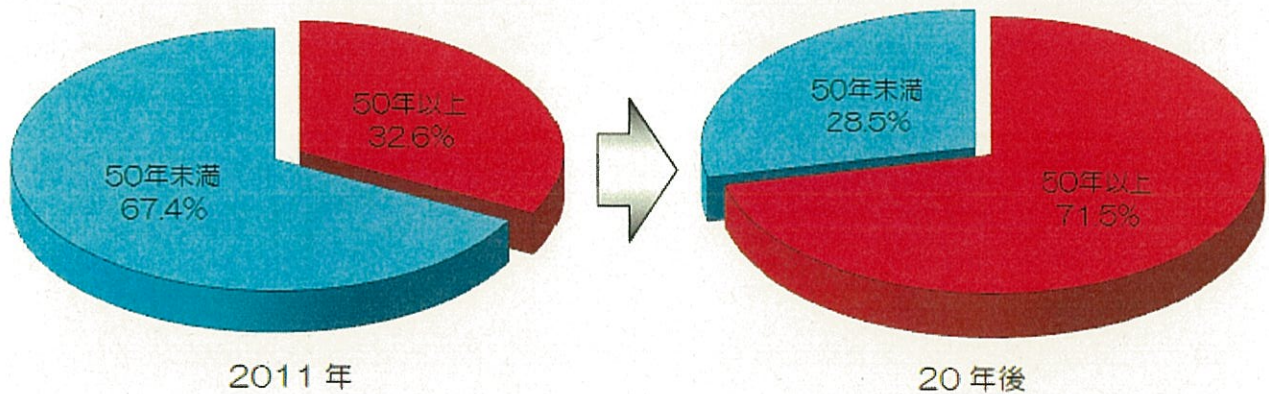
《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋 [約15万7千橋(橋長15m以上)]	約9%	約28%	約53%
河川管理施設※(水門等) [約1万施設] <small>※設置年が不明な施設は50年以上経過した施設として整理</small>	約24%	約40%	約62%
下水道管さよ [総延長:約44万km]	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁 [約5千施設]	約7%	約29%	約56%

高知県橋梁長寿命化修繕計画（平成24年4月版）（抜粋）



高齢化橋梁の分布の推移



戦略的な維持管理・更新の推進のため、点検・診断やメンテナンス、長寿命化に係る技術開発、長寿命化やライフサイクルコスト低減の調査研究などの取組みを推進

《点検・監視における技術開発》

社会資本の予防保全的管理を推進するため、構造物の目視困難な部位を点検するための技術等を開発し、点検の効率化及び点検実施率の向上を図る。



従来のハツリ検査

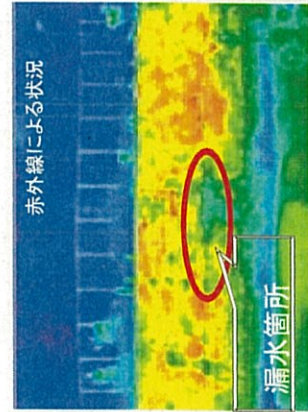
コンクリートへの埋込部の点検・診断



超音波による非破壊検査



排水機場等機械設備の潤滑油分析による劣化診断



赤外線を活用した漏水箇所の同定

《補修における技術》

『橋梁』



床版ひびわれ

対策後



炭素繊維補修

『水門』



対策前



耐久性の高い塗装

『下水道』



管きよ更生工法

『港湾』



電気化学的手法による鉄筋腐食推定



超音波厚さ計による鋼の肉厚推定

平成25年度建設業の新分野進出支援

高知県商工政策課
予算額：11,383千円

平成24年度の取組

- 1 支援体制の整備
- (1) 新分野進出アドバイザー (H22.5月～)
セミナー参加者、実態調査で3年以内に進出希望とした企業などを中心に訪問活動を実施
- (2) 地域産業振興監オフィス (H22～)
地域の相談窓口として連携
- (3) 国とのアドバイザー契約 (H23～)
専門家派遣体制及び国との連携を推進

- 2 情報の提供
- (1) 建設業新分野進出説明会・セミナー
会場を2カ所程度に絞り継続
(H24参加者実績：47社・81人・個別相談6件)
- (2) 先進企業の見学等も含めた勉強会を新設
(ホテル業：9社・18人、高齢介護施設：14社・21人)
- (3) 実態調査、事例集の配布
セミナー等の場で、継続的に配布

- 3 成功事例の拡大 (進出の加速化)
- (1) 建設業経営革新支援事業
(2) 実現可能性調査(F/S)への支援
こち産業振興基金(100億基金)に
より支援 (補助率：2/3、上限：100万円)

平成25年度の取組

- 1 支援体制の整備
- (1) 新分野進出アドバイザー (継続)
【6,415千円 (視察・勉強会含む)】
セミナー参加者、実態調査で3年以内に進出希望とした企業などを中心に訪問活動を実施
- (2) 地域産業振興監オフィス (継続)
地域の相談窓口として継続
- (3) 専門家派遣体制を強化
産振センターに進出分野に応じた専門家派遣ネットワークを構築
(国との連携は継続)

- 2 情報の提供
- (1) 建設業新分野進出説明会・セミナー (継続) 【329千円】
- (2) 視察・勉強会を強化 (2回→3回)
農業分野等の視察・勉強会を予定
- (3) 事例集等の配布 (継続)
- (4) 実態調査を実施 【4,248千円】
- 【目的】 第2期産振計画 前期2年間の実績を調査
【対象】 県登録業者約1,500社 【実施時期】 H26.6月～8月

- 3 成功事例の拡大 (進出の加速化) (継続)
- こち産業振興基金(100億基金)による支援
- (1) 建設業経営革新支援事業
(2) 実現可能性調査(F/S)への支援
※ 両事業を活用する企業の更なる掘り起しとフォローアップを実施

目標とする姿

短期的な視点
新分野進出数
(H22)
160社
↓
(H27)
230社

長期的な視点
新分野進出に
よる地域産業
活性化と働く
場の確保

高知県の建設業新分野進出支援について

○新分野進出セミナー・支援制度説明会

・H21～24 16回開催、のべ271社316人の事業者、その他含め636人の参加

	開催数	事業者		市町村 その他	合計 人数
		会社数	人数		
H21	6	55	59	137	196
H22	4	88	108	99	207
H23	4	81	91	61	152
H24	2	47	58	23	81
計	16	271	316	320	636

○先進事例の現地見学・勉強会

- ・(H22)農業・食品加工等を行っている広島県の先進企業を現地見学 14社・団体、18名の参加
- ・(H24)現地見学・勉強会を2回開催、のべ25社・団体、42名の参加

	会社・ 団体数	人数
ホテル・旅館業(観光)	11	21
介護福祉施設	14	21
計	25	42

○新分野進出アドバイザーによる個別企業訪問(H22. 5月～)

・これまでに、のべ260社、484回訪問

	会社数	訪問回数
H22	60	62
H23	113	202
H24	87	220
計	260	484

※H25. 2月末現在

・アドバイザーが支援を行いファンド事業採択に結び付けた件数

アドバイザーを設置したH22以降に新規採択された22件中 17件(新分野進出枠:8件、一般枠:9件)

	FS	一般
H22		1
H23	5	3
H24	3	5
計	8	9

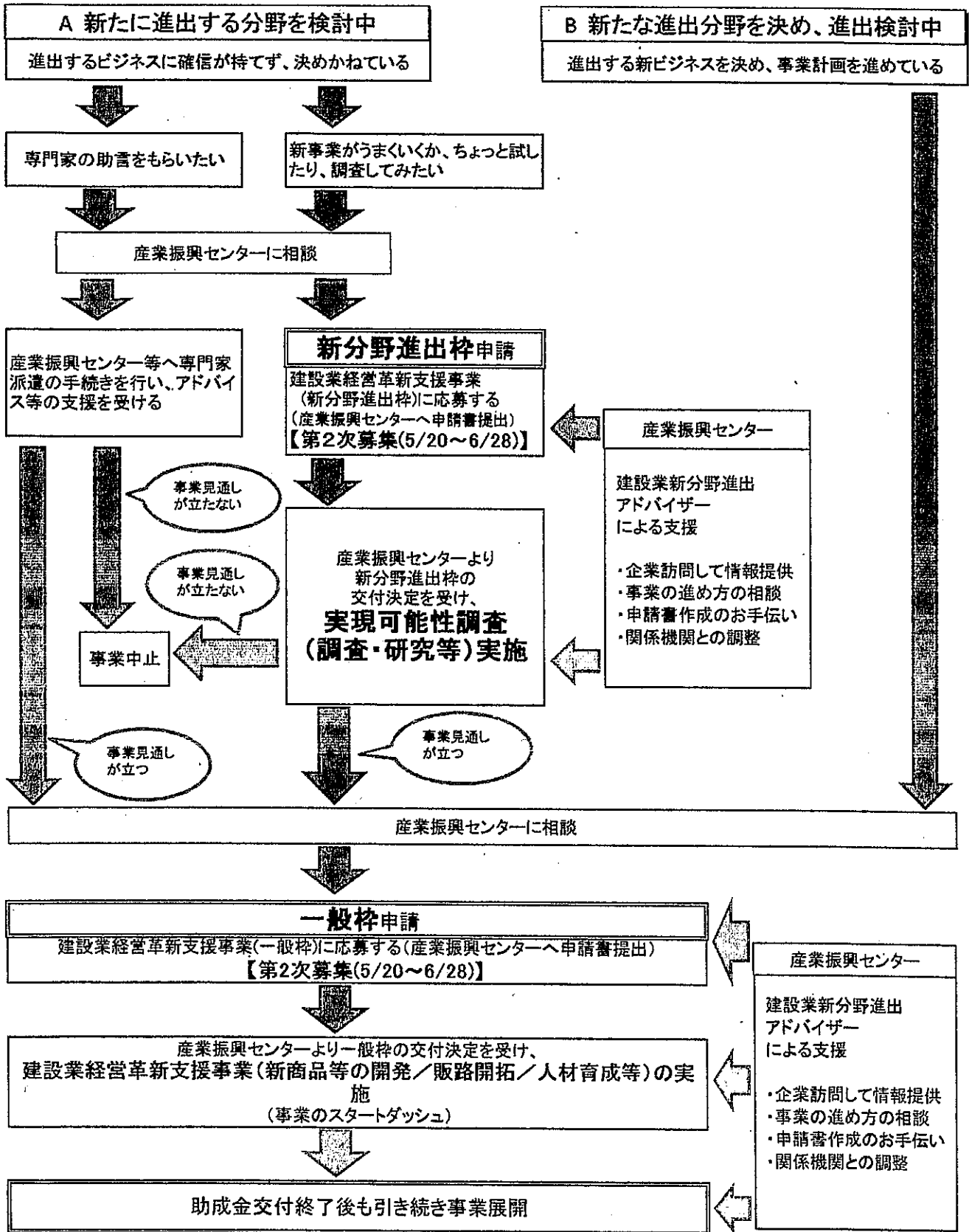
○建設業経営革新支援事業による支援(H20～)

採択件数のうち、カッコ内は新規採択数

	実現可能性調査への支援(FS) (新分野進出枠)		製品開発・販路開拓等ソフト事業への支援(一般枠)	
	採択件数	実績額 (H24は交付申請額)	採択件数	実績額 (H24は交付申請額)
H20			3(3)	2,818千円
H21			5(3)	4,885千円
H22			9(3)	6,726千円
H23	7(7)	2,570千円	7(4)	2,536千円
H24	3(3)	2,218千円	9(5)	12,280千円
計	10(10)	4,788千円	33(18)	29,245千円
評価	計画順調・・・2件 一部課題はあるものの計画順調・・・2件 課題はあるが継続して取組中・・・3件 事業中止・・・3件		計画順調・・・5件 一部課題はあるものの計画順調・・・4件 課題はあるが継続して取組中・・・5件 事業中止・・・4件	

(※H23は県事業、H24から産振センターのファンドに移行)

建設業新分野進出フローチャート



中小・中堅
建設業者の
皆様へ

専門家による 経営相談です



建設企業のための 経営戦略アドバイザー事業

「経営戦略相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業が抱える経営上の様々な課題に対する相談に対して、建設業に精通した中小企業診断士、公認会計士等の専門家がアドバイスをを行います。

支援メニュー

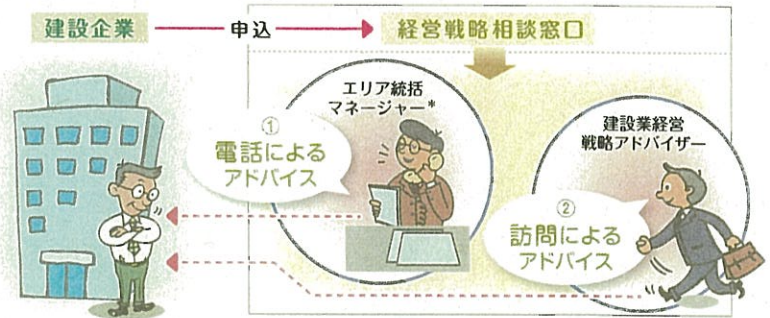
MENU 1 相談支援 (1企業あたり必要に応じて2回まで)

相談内容に応じて、「エリア統括マネージャー」が電話によるアドバイスをを行います。その上で、必要に応じて、「建設業経営戦略アドバイザー」を建設企業に派遣します。

[初回は無料、
2回目は自己負担額2,700円+振込手数料]

新事業展開、事業承継、内部管理の効率化、企業再編・廃業、経営革新など建設業が抱える経営上の課題、技術上の課題まで幅広く対応して丁寧にアドバイスを行います。

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。



*経営戦略アドバイザーからブロックごとに選定。(全国11ブロック)

MENU 2 重点支援 (相談支援を実施した企業の中から選定)

チームアドバイス支援 [支援費用の1割を自己負担]

新事業展開、企業再編、廃業に関して、支援チームを組成し、目標達成に向けて継続的に支援します。

ステップアップ支援

建設業のノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援します。(最大300万円まで支援)

ご相談はこちらへ

経営戦略相談窓口一覧

<http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/>

(一財)建設業振興基金 構造改善センター	TEL 03-5473-4572	FAX 03-5473-4594
国土交通省 北海道開発局 建設産業課	011-709-2311	011-738-0235
国土交通省 東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171	022-227-4459
国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課	048-601-3151	048-600-1921
国土交通省 北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571	025-280-8746
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572	052-953-8606
国土交通省 近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1141	06-6942-3913
国土交通省 中国地方整備局 計画・建設産業課	082-221-9231	082-511-6189
国土交通省 四国地方整備局 計画・建設産業課	087-851-8061	087-811-8414
国土交通省 九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331	092-476-3511
内閣府 沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910	098-861-9926

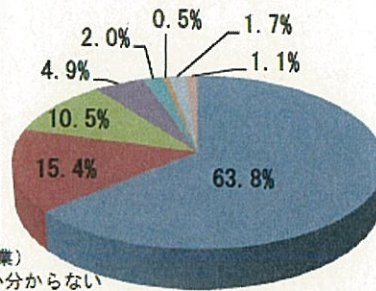
経営相談の
申込は、裏面を
ご利用ください。

平成23年3月 建設業新分野進出実態調査結果（抜粋）

高知県商工労働部商工政策課
回答企業：1227社

1. 新分野進出の方針について

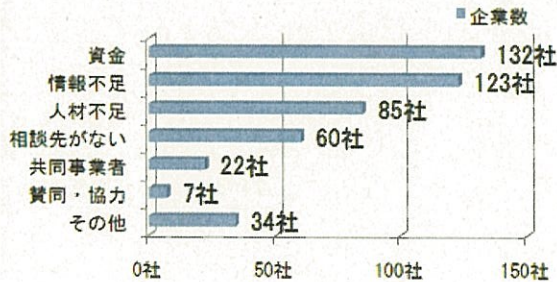
新分野進出の意思	企業数	割合
意志なし(建設業・建設関連業専業)	783社	63.8%
意思はあるがどうすればいいのかわからない	189社	15.4%
進出済み	129社	10.5%
意志があり具体的に検討中	60社	4.9%
進出済みであり更に別の分野への進出を検討中	25社	2.0%
進出したが建設業専業に戻る	6社	0.5%
その他	21社	1.7%
未回答	14社	1.1%



- 意志なし(建設業・建設関連業専業)
- 意思はあるがどうすればいいのかわからない
- 進出済み
- 意志があり具体的に検討中
- 進出済みであり更に別の分野への進出を検討中
- 進出したが建設業専業に戻る
- その他
- 未回答

2. 新分野進出にあたっての課題(複数回答)

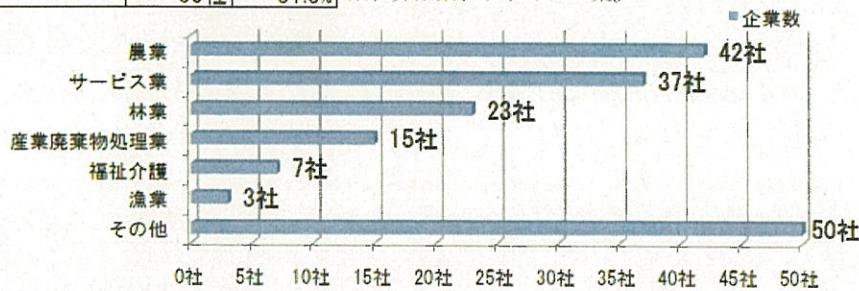
課題	意思あり	
	企業数	比率
資金に不安	132社	48.2%
情報不足	123社	44.9%
人材不足	85社	31.0%
相談先がない	60社	21.9%
共同事業者が必要	22社	8.0%
賛同・協力が得られない	7社	2.6%
その他	34社	12.4%



3. 進出中の分野について(複数回答)

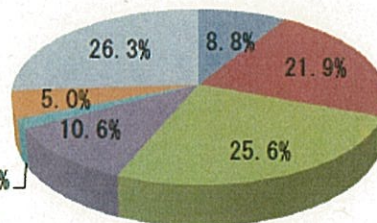
進出済み分野	企業数	比率
農業	42社	26.3%
サービス業	37社	23.1%
林業	23社	14.4%
産業廃棄物処理業	15社	9.4%
福祉介護	7社	4.4%
漁業	3社	1.9%
その他	50社	31.3%

※その他の分野は製造業、機械製造販売、小売業、葬祭業、リサイクル業。



4. 新分野進出事業の状況について

新分野の運営状況	企業数	割合
利益が上がっている	14社	8.8%
事業単位で採算は取れている	35社	21.9%
売上が上がる段階でない	41社	25.6%
採算が取れず建設業から補填している	17社	10.6%
損失が出ている	3社	1.9%
その他	8社	5.0%
未回答	42社	26.3%



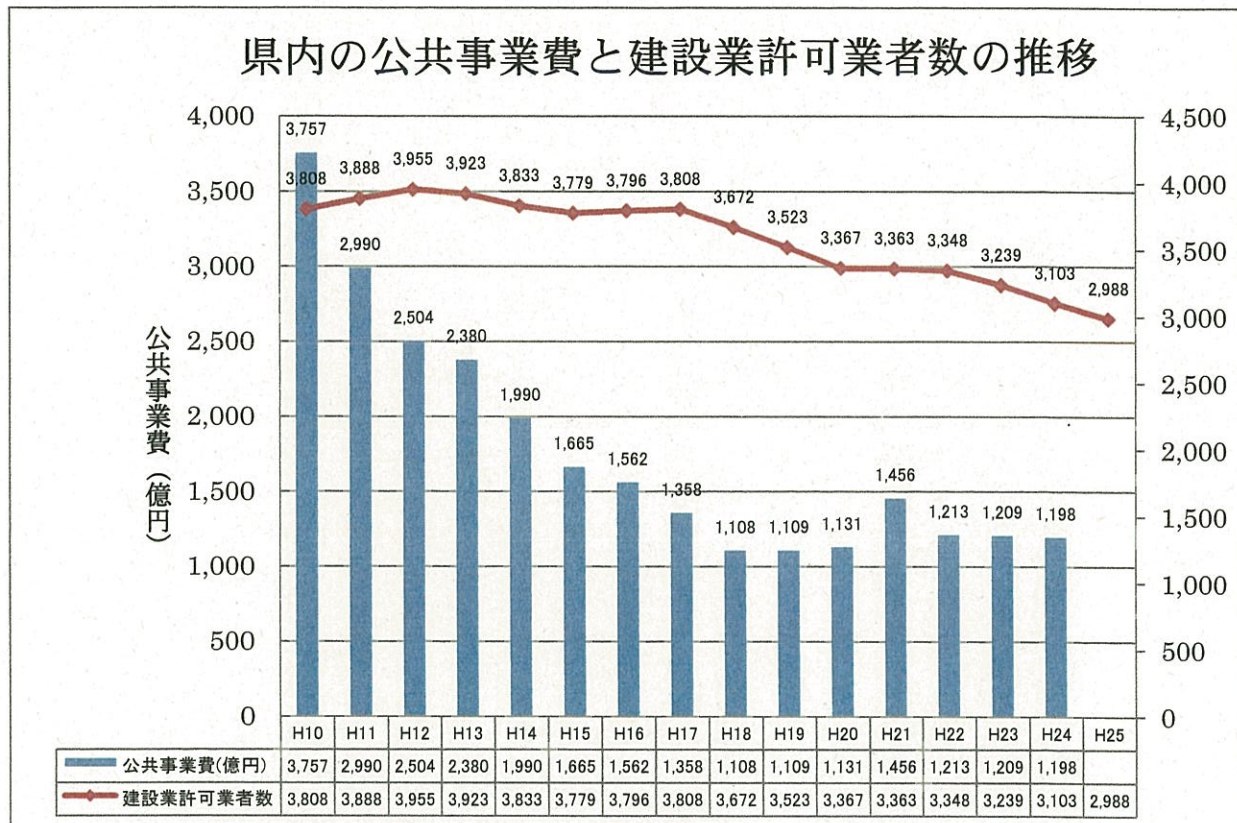
- 利益が上がっている
- 事業単位で採算は取れている
- 売上が上がる段階でない
- 採算が取れず建設業から補填している
- 損失が出ている
- その他
- 未回答

建設業を取り巻く環境の変化

(1) 県内の公共事業費と建設業許可業者数の推移

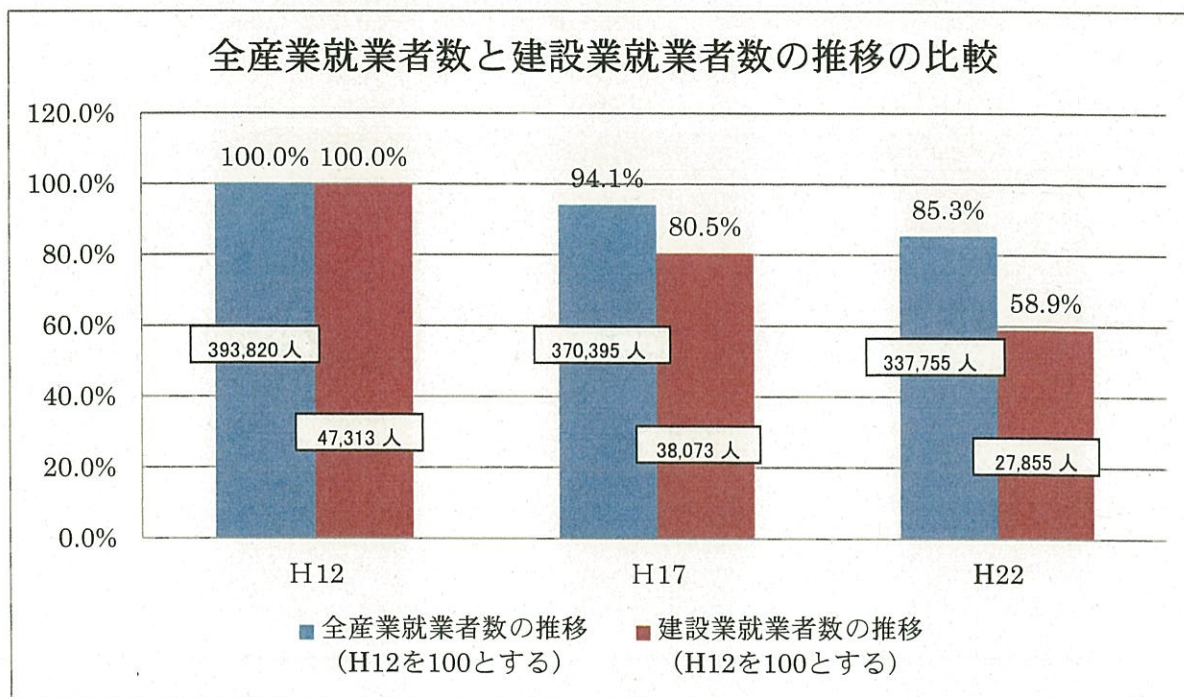
県内の公共事業費（西日本建設業保証（株）の保証請負金額）は、平成10年の3,757億円に対し、平成24年には1,198億円と14年間で31.9%にまで減少。

建設業許可業者数は、平成12年の3,955社をピークに、平成25年には2,988社とピーク時の75.5%となっている。

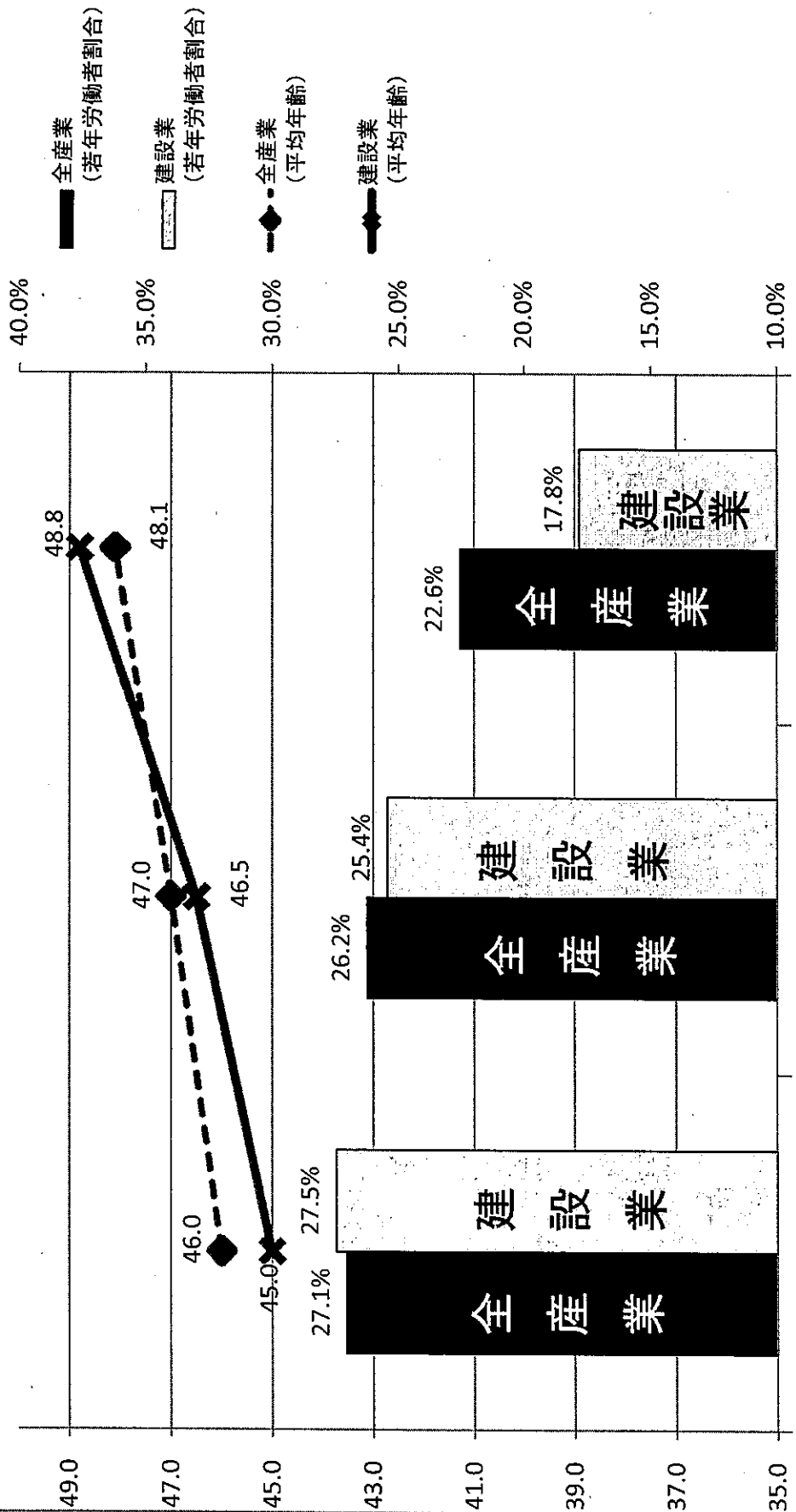


(2) 全産業就業者数と建設業就業者数の推移の比較

建設業の就業者数は、平成12年の47,313人に対し、平成22年は27,855人と10年間で58.9%まで減少しており、これは全産業の10年間の減少率85.3%を大きく下回っている。



高知県内の産業従事者の平均年齢と若年労働者の割合



国勢調査 産業別(大分類)より

H22

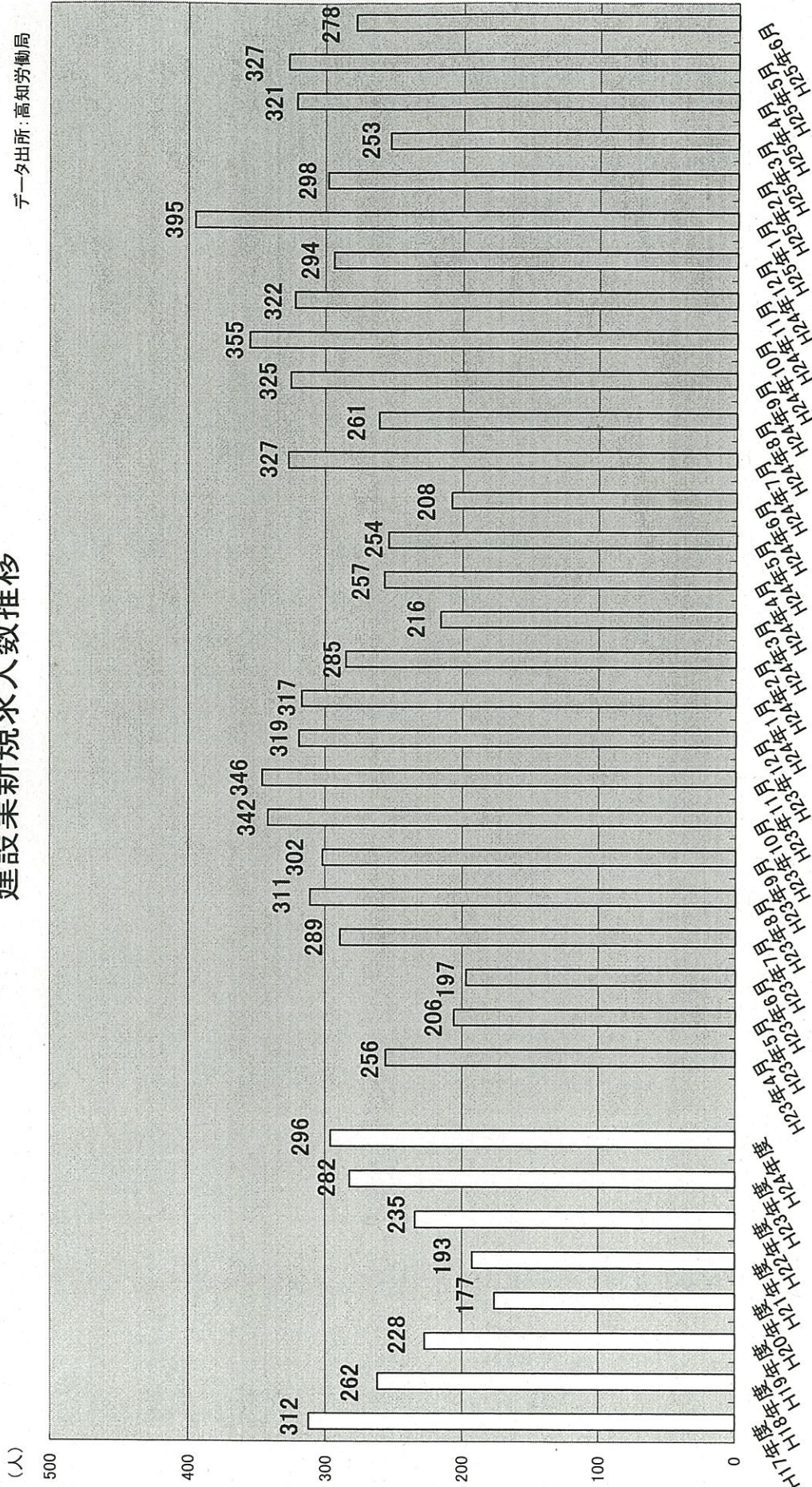
H17

H12

(注)若年労働者=34歳以下

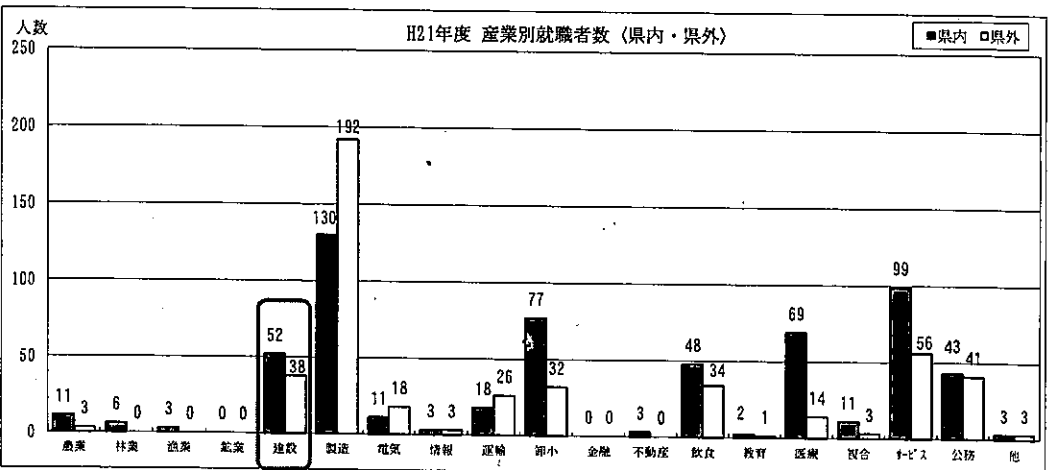
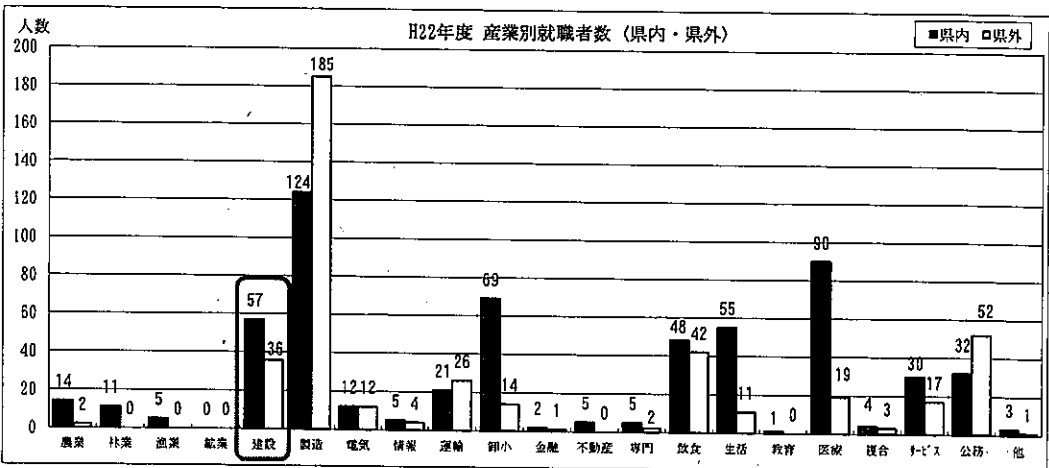
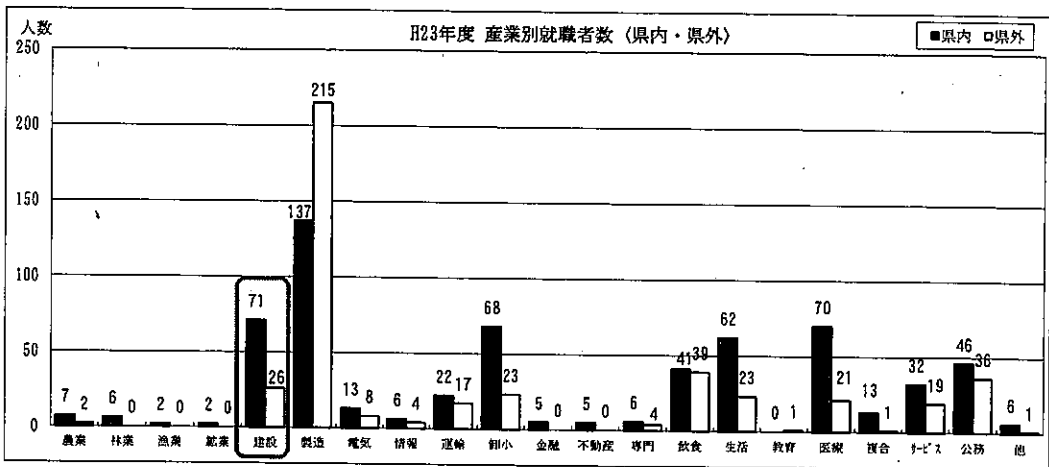
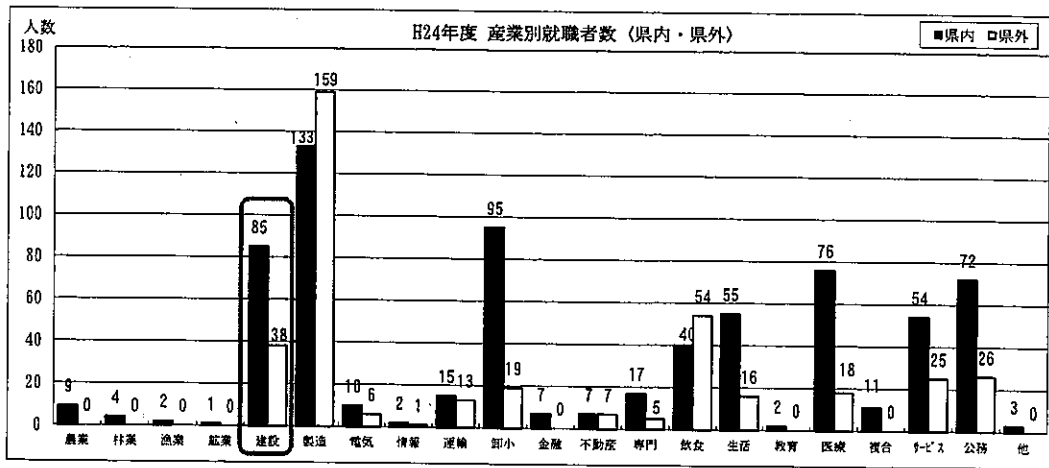
建設業新規求人数推移

データ出所：高知労働局



※各年度の値は月平均

公立高等学校卒業生（全・定）の進路状況（産業別グラフ）



平成21～22年度は3月20日、平成23年度は3月末日現在

当面の建設人材不足対策(概要)

国土交通省・厚生労働省
資料(抜粋)

- 長年にわたる建設投資の減少に伴い競争が激化する中で、技能労働者の就労環境が悪化してきたことに伴う構造的な問題により人材不足が顕在化している中で、復興需要などの建設投資の増加により人材不足が深刻化。
- 他産業を上回る高齢化と若年入職者の減少を放置したままでは、人材不足が更に深刻化する見込み。

⇒ 「人材確保」、「人材育成」、「人材移動の円滑化」の対策を両省連携して実施

1. 人材確保施策

- 「建設業魅力発信キャンペーン」「戦略的コミュニケーション」等戦略的広報の実施
- 地域における元請・下請、行政、教育機関等の関係者間の連携による地域毎の人材確保策の推進
- ハローワークでの「建設人材確保プロジェクト」の実施
- 人材確保に資する助成制度の活用促進（業界への周知、活用ガイダンスの実施等）
- 社会保険未加入対策の更なる推進（法定福利費確保の推進、未加入業者に対する指導等）

2. 人材育成施策

- 地域における元請・下請、行政、教育機関等の関係者間の連携による地域毎の人材育成策の推進
- 人材育成に資する助成制度の活用促進（業界への周知、活用ガイダンスの実施等）
- ものづくりマイスター制度を活用した、若年入職者の実技指導
- 職業訓練施設の共同化、広域化等による機能強化に向けた検討

3. 人材移動の円滑化施策

- 建設業務労働者就業機会確保事業の活用促進

2 当面の人材不足対策

- 今後復興の本格化など建設需要がさらに高まることが見込まれることから、厚生労働省・国土交通省のそれぞれの取組に加えて、両省が連携して、「人材確保」、「人材育成」、「人材移動の円滑化」の観点から、**当面の対策を実施。**

人材確保施策

項目	概要(両省の取組)	スケジュール
戦略的広報の推進	<p>国土交通省、厚生労働省、業界団体が一体となって、仕事の場合としての建設業の魅力や役割に、学生、求職者をはじめとする周りの人が気づき共感を呼ぶ広報を戦略的に推進。</p> <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設産業一体となった情報発信を継続的に進めるため、関係団体により構成される建設産業戦略的広報推進協議会(仮称)を立ち上げ。 <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設産業戦略的広報推進協議会(仮称)に参加。 	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月中を目途に協議会を立ち上げ。 <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の開催に合わせて参加
①「建設業魅力発信キャンペーン」の実施	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各関係団体や企業からの情報提供を受け一元的に情報発信を行う建設産業の総合HPを開設。(ex.国土の守り手としての活躍する建設業者や技能労働者を紹介 等) ・身近な地域での情報発信の強化。(ex.出前講座、現場実習、地域貢献活動 等) <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働局を活用した周知広報。 ・周知広報を行う建設事業主及び建設事業主団体への助成 ・他の関連事業を活用した周知広報の強化 	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会における議論を踏まえ、年度内に総合HP開設、継続的な情報発信 <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の開催に合わせて参加

項目	概要(両省の取組)	スケジュール
<p>②戦略的コミュニケーションの推進</p> <p>各地域における元請・下請、行政、教育機関等の関係者連携の推進</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設企業や団体等の送り手と、学校、生徒、保護者等の受け手との双方方向でのコミュニケーションを通じた情報発信の取組を支援するため、広報ガイドラインを作成。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各ブロック又は都道府県毎に元請・下請、行政、教育機関等の実務者が参加する協議の場を設置し、各地域毎の①人材確保・育成・処遇改善等に関する情報共有、②学生に対する現場実習、セミナー等の実施、③教育訓練の改善、等の取組を推進。 <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働局、ポリテクセンターによる協議の場への参加 大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談の強化を図るとともに、中小企業団体・ハローワーク・大学等間の連携強化・情報共有化などにより、新卒者・既卒者に対する就職支援を促進。 	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会における議論を踏まえ、年度内に広報ガイドライン作成 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本日通知を发出し、建設業界に協力を依頼 年度内に数カ所で協議の場を設置・開催 <p>(厚生労働省)</p> <p>本日通知を发出。協議の場の開催に合わせて参加。</p>
<p>建設人材確保プロジェクトの実施</p>	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設人材が不足している地域の主要なハローワークで「建設人材確保プロジェクト」を実施。 「建設人材確保プロジェクト」では、①事業主に対する求職者ニーズを踏まえた求人条件等の設定に関する相談・援助、②建設資格保持者等に対する建設求人への最新動向に関する情報提供や面接会の開催等の取組を積極的に実施し、広域マッチングを含む求人充足を促進。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業界に対して、建設人材確保プロジェクトの周知。 建設業退職金共済制度の民間工事での加入促進。 	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本日通知を发出し、速やかに実施。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本日通知を发出し、周知。

項目	概要(両省の取組)	スケジュール
<p>人材確保に資する助成制度の活用促進</p>	<p>(厚生労働省) ・建設事業主及び建設事業主団体が利用可能な助成金の概要をまとめた資料を周知。 ・労働局、ハローワークにおける助成金の円滑な支給。</p> <p>(国土交通省) ・建設業界に対して、各種助成制度の活用を周知・促進。具体的には、業界団体や業者に対する助成金の具体的な申請方法等に関するガイダンス等を実施。</p>	<p>(厚生労働省) ・本日通知を發出し、速やかに実施。</p> <p>(国土交通省) ・本日通知を發出し、周知。 ・各専門工事業団体が業者向けのガイダンスを逐次全国で実施。(6月13日に専門工事業団体向けのガイダンスを実施済)</p>
<p>社会保険未加入対策の更なる推進</p>	<p>(国土交通省) ・法定福利費が内訳明示された標準見積書等の活用促進。</p> <p>(厚生労働省) ・建設業担当部局からの通報を受け、保険未加入事業所に対する指導。</p>	<p>(国土交通省) ・9月頃を目途に標準見積書の本格活用開始</p>

(参考-3)建設業における若年入職者の減少と高い離職率

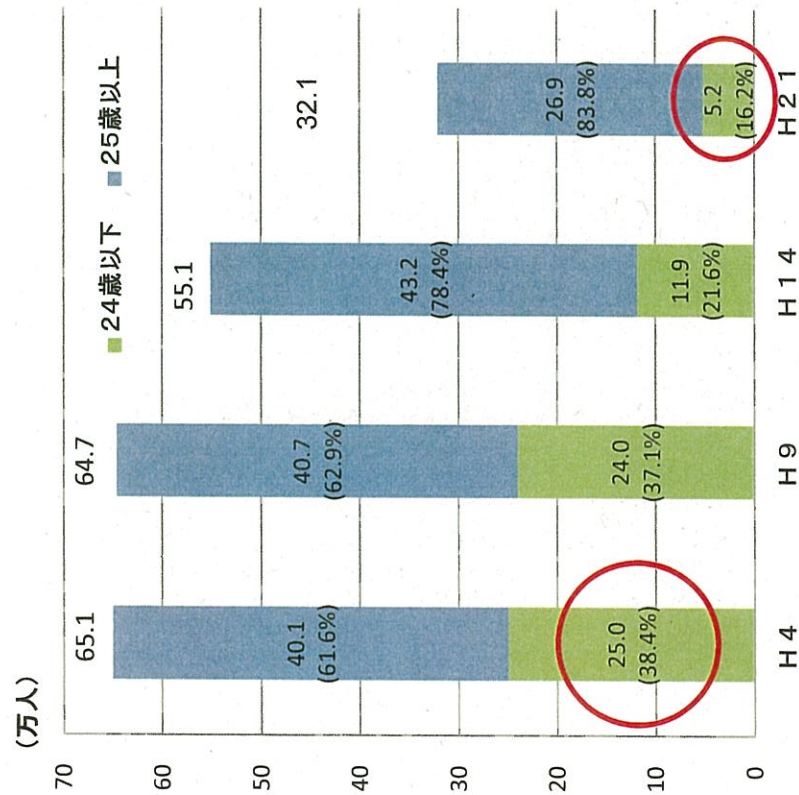


国土交通省

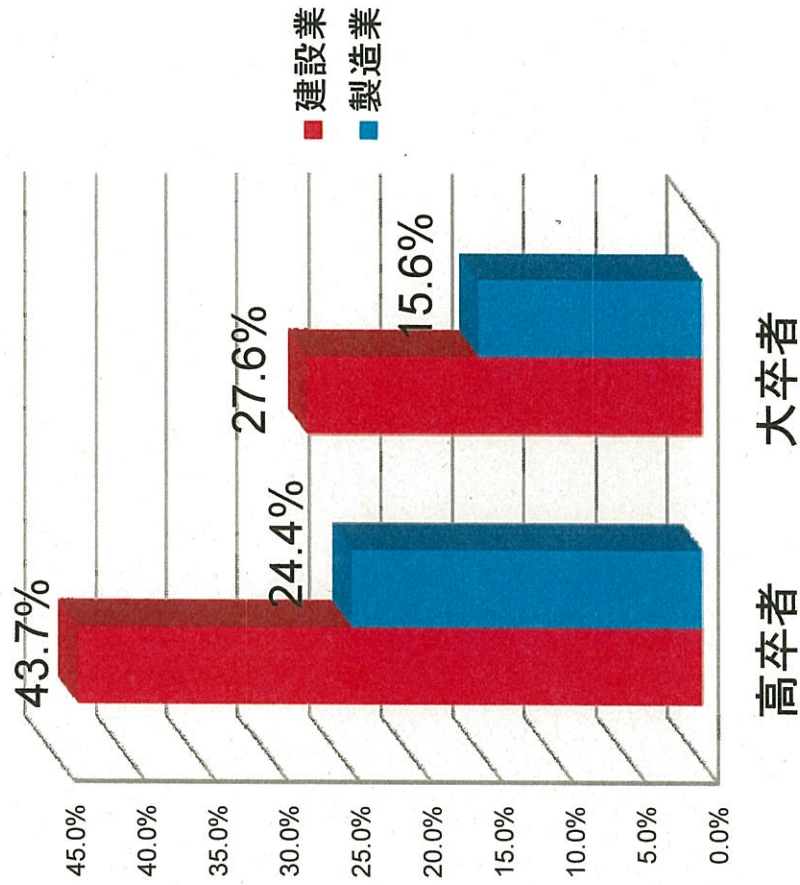
国土交通省資料(抜粋)

- 建設業の入職率は低下傾向にあり、若年入職者(24歳以下)は平成4年の1/5に低下しています。
- 入職後の離職率は、建設業の場合、製造業の2倍弱となっています。

1. 入職者数の推移



2. 就職後3年以内の離職率(H21.3卒業生)



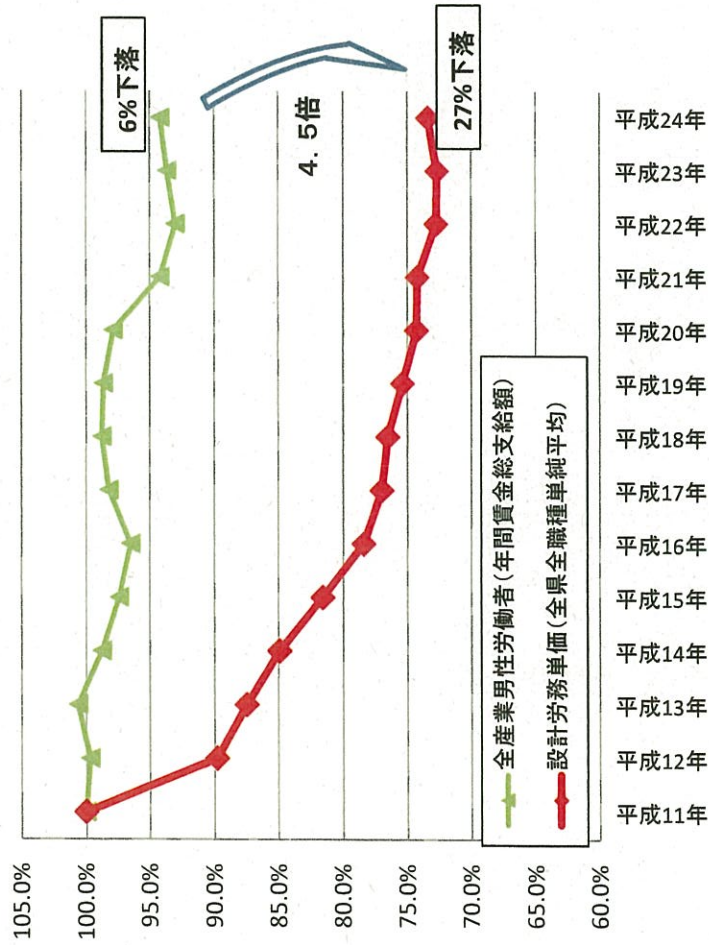
資料:厚生労働省「雇用動向調査」

出所:厚生労働省「新卒学卒者の離職状況に関する資料」。
「就職者数」は、新規学卒として雇用保険に加入した者。

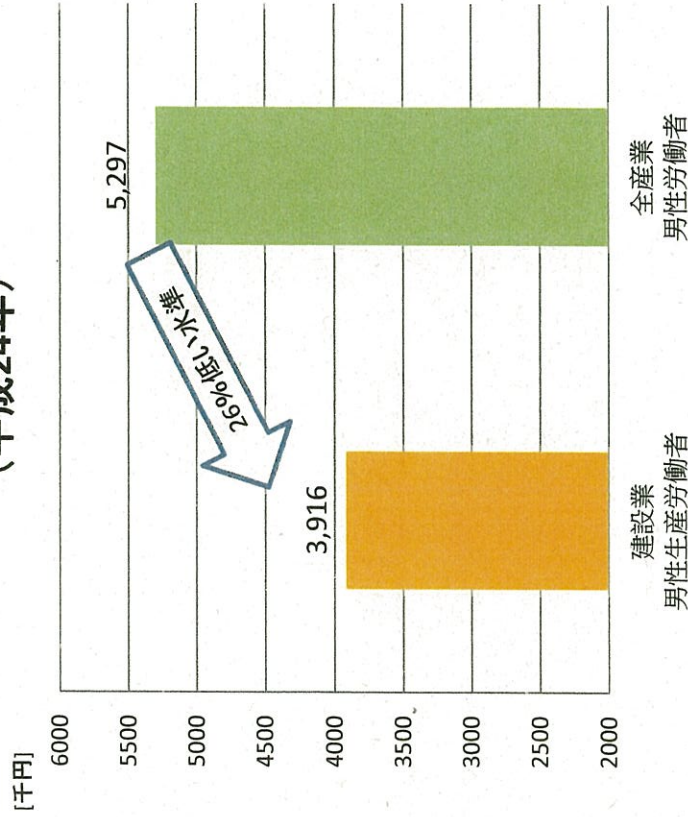
(参考-4)建設業の低い賃金水準

- 全産業と比べて、建設業の賃金の下落率が大きくなっています。
- 男性労働者の比較では、全産業よりも**26%低い水準**となっています。

賃金の推移(指数 平成11年基準)



年間賃金総支給額 産業別水準 (平成24年)

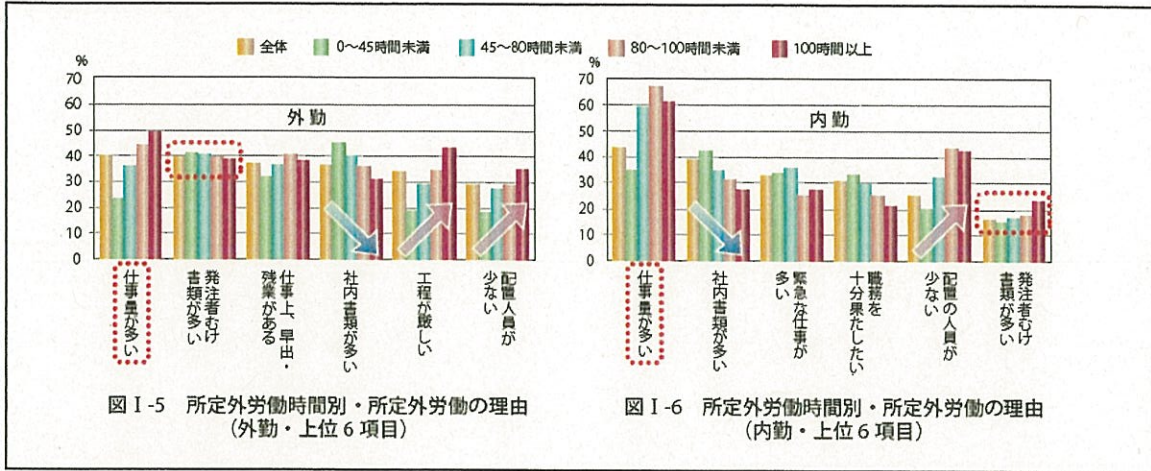


参考:賃金構造基本統計調査(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)(厚生労働省)
年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与+その他特別給与額

参考:賃金構造基本統計調査(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)(厚生労働省)

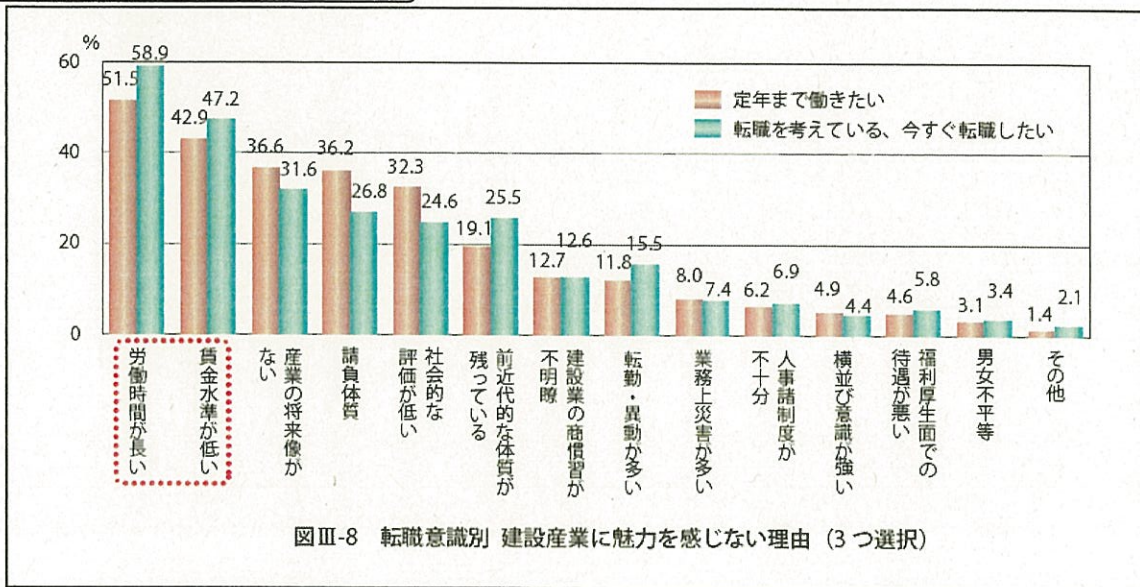
<所定外労働時間の現状>

所定外労働の理由

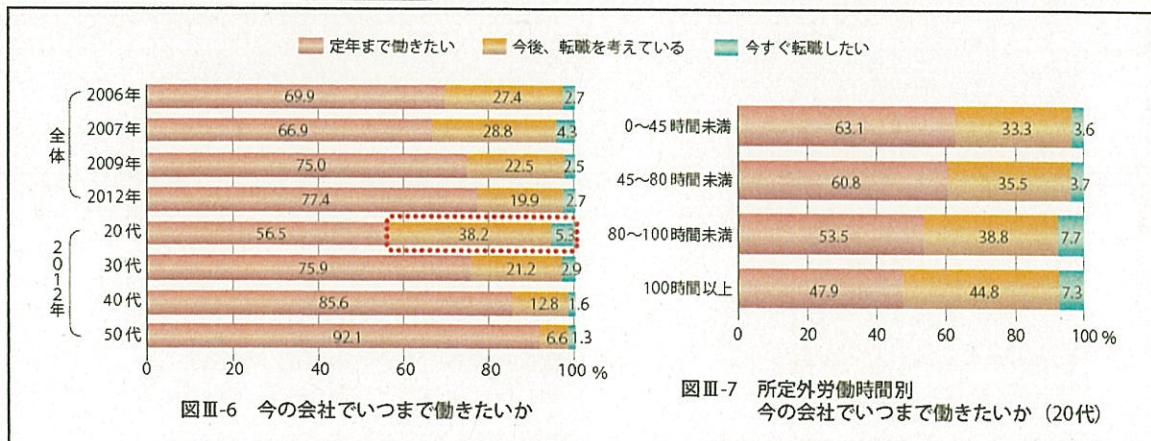


<建設産業の魅力>

建設産業に魅力を感じない理由

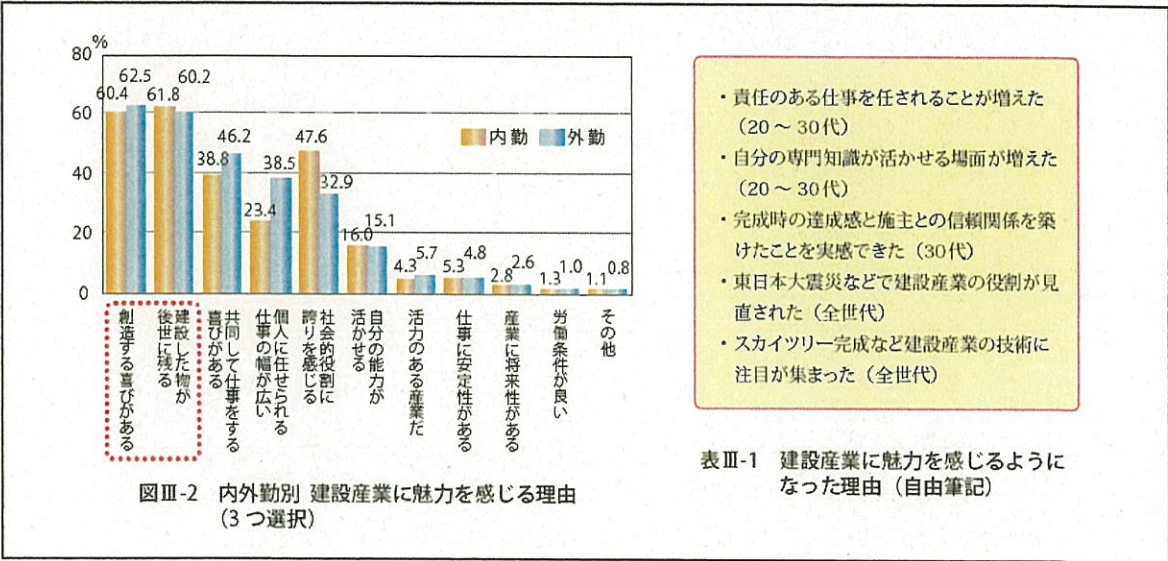
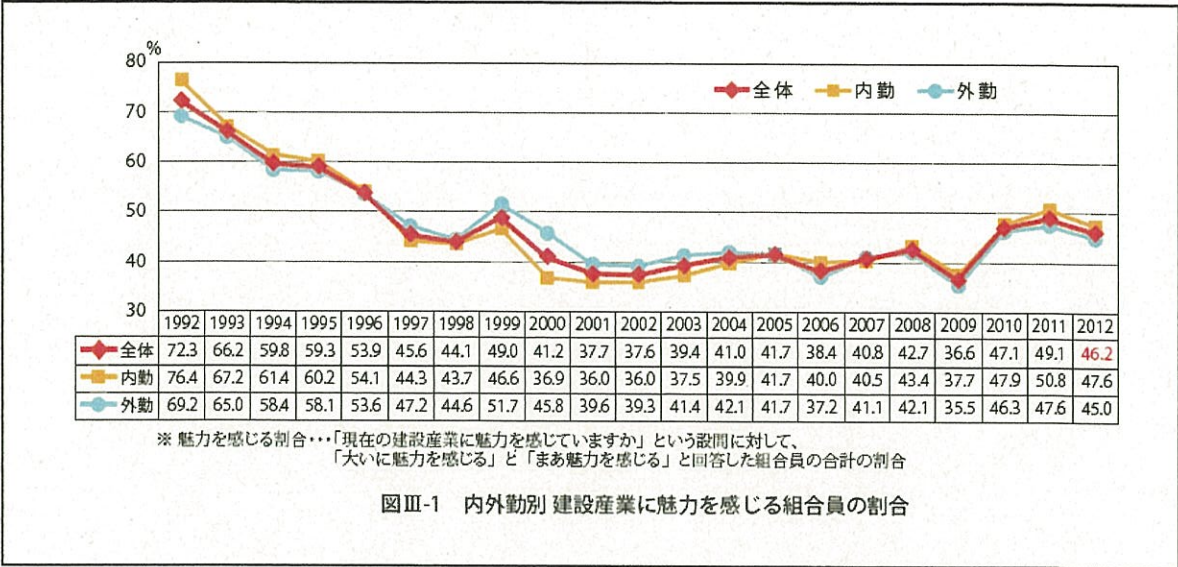


今の会社でいつまで働きたいか



【出典：2012 時短アンケートの概要（日本建設産業職員労働組合協議会）】

建設産業に魅力を感じる割合、魅力を感じる理由



【出典：2012 時短アンケートの概要 (日本建設産業職員労働組合協議会)】

第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対しても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力的な組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力的な組織に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施
(ア) 協力的な組織を通じた社会保険加入状況の定期的な把握
(イ) 協力的な組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
(ウ) 未加入が発覚した協力的な組織への早期加入指導

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2/2)

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

第4 施行期日等

平成24年	5月25日	パブリックコメント開始
平成24年	7月4日	通知
平成24年	11月1日	施行

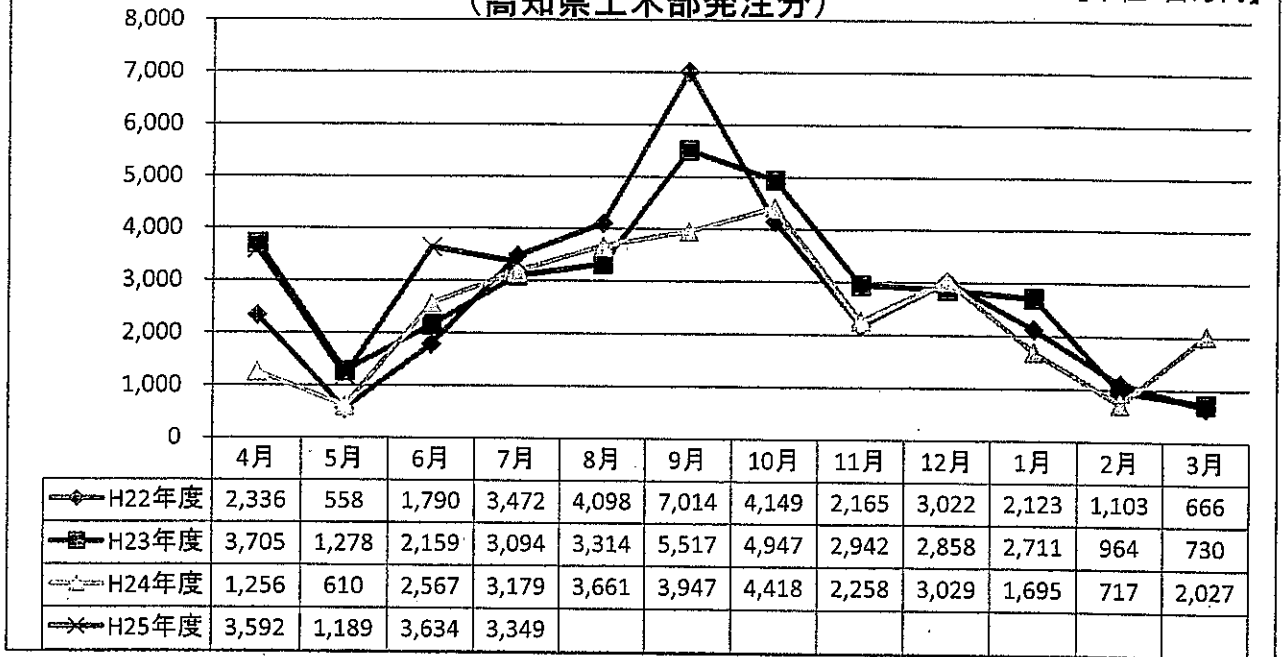
本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づき取組状況等を踏まえて必要があると思われるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

月毎の請負金額の推移

【出典：西日本建設保証】

(高知県土木部発注分)

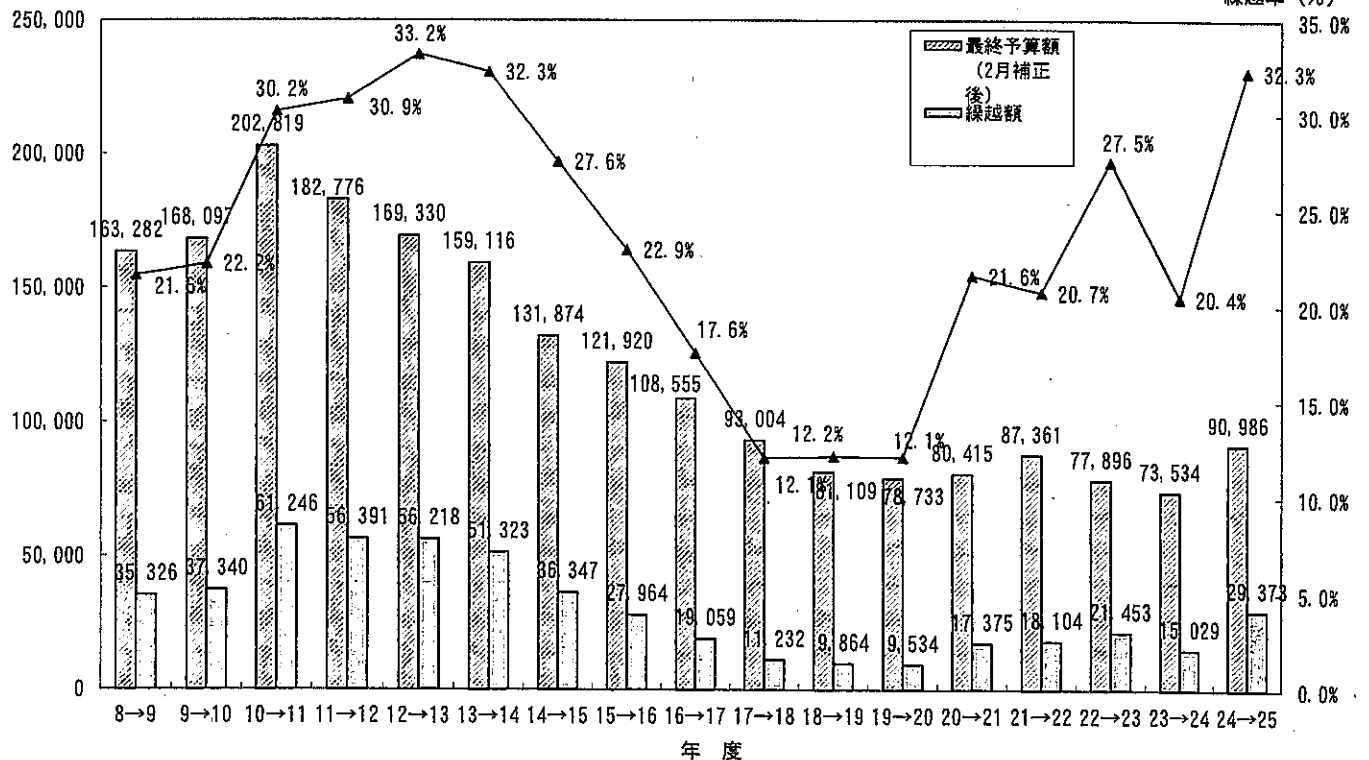
【単位：百万円】



(注) 西日本建設業保証㈱が保証契約を締結した請負工事に限る。
保証契約締結日を元としているため、実際の請負契約締結日と間に概ね半月程度のずれが生じる。

繰越額の推移 (一般会計, 県予算ベース: 土木部)

予算額・繰越額 (百万円)



会計年度について

(1) 会計年度の意義

- ・会計年度とは、地方公共団体の収入及び支出を区分し、整理するために設けられた一定の期間をいいます。
- ・地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります（自治法第208条第1項）。

(2) 会計年度独立の原則

- ・会計年度独立の原則とは、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければならないという原則をいいます（自治法第208条第2項）。

(3) 会計年度独立の原則の例外

- ・会計年度独立の原則をあまりにも厳格に貫くと、地方公共団体の財政運用を硬直化させ、かえって不利、不経済となる場合もあるので、次のような例外を認め、効率的な運用を図ることとしています。

(抜粋)

- ・繰越明許費（自治法第213条、自治令第146条）
予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できる。
- ・事故繰越し（自治法第220条第3項、自治令第150条第3項）
年度内に支出負担行為をしたもので、避けがたい事故によって年度内に支出が終わらないものを翌年度に繰り越して使用することができる。

※債務負担行為

債務負担行為とは、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除き、地方公共団体が債務を負担する行為をいいます。

この場合、債務負担行為として予算で定めておかなければなりません（自治法第214条）。

当該年度に支出義務を負うものは歳出予算に計上されるので、後年度に支出義務を負うものが債務負担行為となりますが、後年度に係るものでも継続費あるいは繰越明許費として予算に定められたものは除かれます。

後年度に支出義務を負う点、会計年度独立の原則の例外となりますが、後年度にその経費につき支出を行う場合は改めて歳出予算として計上しなければなりません。